

■【トピックス】
日産ゴーン逮捕！



日産自動車のカルロス・ゴーン会長が有価証券報告書の虚偽記載で逮捕されました。日産自動車の日本人幹部によるクーデターともいわれています。一世を風靡した経営者が老害による公私混同により地に堕ちた感があります。

中小企業では黙認されることでも、公器たる上場会社では許されないことが多々あります。今回の件に関しては不明な点が多くあり、今後の展開を注視していく必要があります。

■【ビジネス・アイ】
配偶者居住権

社長 「民法が改正されて配偶者の居住権も保護されるようになったようだけど教えてくれるかな？」

花野 「配偶者居住権ですね。残された配偶者が建物を相続していなくてもその建物に居住し続けられる権利です。これには短期居住権と長期居住権の二つがあります」

社長 「短期と長期があるんだ」

花野 「そうですね。まず短期の居住権ですが、亡くなった人の所有する建物に居住していたその人の配偶者は、相続開始から6ヶ月か遺産分割が確定する日のいずれか遅い日まで無償で住み続けられる権利のことです」

社長 「なんか当然のことのよう気がするね」

花野 「それが、例えば子ども達が父親の死後すぐに建物を売り払って母親を追い出そうとしても、母親が最低でも半年は自宅に住み続けられるように保護しているんですよ」

社長 「なんだか世知辛いね」

花野 「それから長期居住権ですが、これは配偶者に遺言等の一定の要件の下、終身かつ無償で居住し続ける権利を与えるもので、登記することもできます」

社長 「これは大きな改正だね」

花野 「そうですね。実務的にはこの長期居住権をどのように評価するかが問題になります。民法上の評価と相続税法上の評価が一緒なのか、別なのか、今後の税制改正等に注目ですね」

■【今月のキーワード】
配偶者居住権

配偶者居住権とは、被相続人の遺産であった建物を配偶者が相続することがなくても無償で居住し続けられる権利のことです。短期と長期の居住権あり、短期居住権は、相続開始時に居住していた建物に最低6ヵ月間は居住できる権利です。長期居住権は、①遺産分割、②遺言による遺贈、③死因贈与のいずれかにより取得します。なお、これ以外に家庭裁判所の遺産分割審判により認められる場合もあるとされています。長期居住権は設定登記を行うことができます。実務的な問題としては長期居住権の評価が課題になります。

■【今月の1冊】

『サブスクリプション』

ティエン・ツォ 著

ダイヤモンド社 ¥1800

世の中は所有から利用に急速にシフトしています。また、IoTなどITの進化によりこれまでは考えられなかったスピードでデジタル化が進行しています。

そのため、究極のONE to ONEマーケティングが実現しようとしています。その新しいビジネスモデルがサブスクリプションです。単なる課金ビジネスではなく、ビジネスのパラダイムシフトです。すべての経営者必読の1冊です。



■【編集後記】

11月に20数年ぶりに、公認会計士協会の海外視察でベトナムに行きました。前は仕事でハノイでしたが、今回はホーチミンでした。ベトナムに対する印象は昔と変わりありません。若くて活気のある感じがす。好感の持てる国ですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.142（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2019.1.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>